

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項本文の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約を変更することを関係地方公共団体の協議により定めることについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約（平成20年総行市第1号）の一部を次のように変更する。

第4条第4号中「及び自動車取得税」を削り、「第442条第2号」を「第442条第5号」に、「同条第4号」を「同条第7号」に改める。

附 則

この規約は、平成31年10月1日から施行する。